## 第46回国土審議会土地政策分科会企画部会

令和3年12月22日

【国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第46回国土審議会土地政策分科会企画部会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しいところを御出席いただき、ありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます、国土交通省土地政策審議官グループ土地政策 課国土調査企画官の小宮でございます。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、田村委員、浦川委員、杉山委員、瀬田委員、辻委員におかれましては、所用の ため欠席の御連絡をいただいております。また、省庁側の出席者については、出席者一覧 表を御覧ください。

なお、本日の会議も前回同様、ウェブにて傍聴されている方々もいらっしゃいますので、 その旨、御承知おきください。

本日の会議の議事録につきましては、内容について各委員に御確認いただいた後、発言 者を含めて公表ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。資料 については事前に送付しておりますが、画面にも表示する予定です。不備等ございました ら、議事の途中でも結構ですので、チャット機能にて事務局にお申しつけください。

それでは、これより議事に入ります。以降の議事進行につきましては、中井部会長、ど うぞよろしくお願いいたします。

【中井部会長】 皆様、おはようございます。部会長の中井でございます。どうぞよろ しくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。今回は、まず法務局の実施する長期相続登記等未了土地解消作業の見直しについて、法務省より御説明をお願いする予定にしております。続いて、所有者不明土地法の見直しに向けた取りまとめについて、前回の部会で御議論いただいた骨子案から、委員の皆様の御意見を踏まえて追記等を行った本文案について、土地政策課より御説明いただきます。最後に、今後の部会における土地基本方針の改定プロセスの方向性について、土地政策課より御説明をお願いする予定にしております。資料の説明の後に、一括して意見交換とさせていた

だければと思っております。

それでは、まず資料1について、法務省民事局民事第二課の藤田課長より、御説明をお願いいたします。

【法務省民事局民事第二課長】 法務省民事局民事第二課長、藤田でございます。

それでは、資料1に基づき、法務局の実施する長期相続登記等未了土地解消作業の見直 しについて御説明します。

この内容ですが、現在、国交省で検討されている所有者不明土地特措法の見直しに合わせまして、法務省のほうで、これまで行ってきた長期相続登記等未了土地解消作業の見直しを検討してきたところ、今回、その方向性が固まったことから、御報告させていただくものです。平成30年から始めた本事業につきまして、今回、初めて本格的な見直しをするものです。

資料1の1枚目、上部の「制度概要」で、まずこの事業の概要を説明します。長期相続登記等未了土地解消作業とは、公共事業を行う地方公共団体等からの求めに応じて、長期間、具体的には、登記名義人の死亡後30年以上にわたって相続登記がされていない土地を対象に、法務局の登記官が法定相続人を戸籍等で探索して相続人の一覧図を作成し、法務局に備え付けるとともに、公共事業の実施主体に提供するといった事業です。

資料1の「効果」欄にありますとおり、公共事業の実施主体にとって所有者探索を簡便 化する、それにより公共事業の実施を促進するという目的で進めているものです。

これまでの実績としては、今年11月末の時点で、全国で合計約7万1,000人分の法 定相続人情報を提供するといった具体的成果が上がっているところです。

資料1の3枚目にありますように、例えば平成29年の九州北部豪雨災害、あるいは平成30年の岡山県の豪雨災害、こういった災害での復旧事業で具体的に自治体に御活用いただいているほか、道路拡張事業であったり土地区画整理事業であったり、公共事業においても地方公共団体に御利用いただいています。

この事業につきましては、今年6月の所有者不明土地対策関係閣僚会議において、実施 状況を踏まえて運用の改善を図る方針が定められ、それに基づいて、法務省において、国 交省等とも御相談しながら見直しを検討してきたところです。

今回の見直しとして、資料1の「改善に当たっての方向性」にありますとおり、2つの 方向で考えておりまして、本事業について、より地域住民の利益につながるように、事業 実施主体からの要望に的確に対応するというのが、1つ目のポイントです。2つ目は、作 業の迅速化、効率化を図るものです。その観点から、今回、具体的に「改善点」にある3つの見直しを行いたいと考えております。

まず、①ですが、「民間事業者からの要望の受入れ」ということで、従前は、本作業の実施対象として、国・地方公共団体の行う公共事業に限定した運用をしてきましたが、民間事業者が行う公共的事業についても対応してほしい、対応する必要があるという御指摘をいただいております。

そこで、右欄にございますとおり、民間が行う事業であっても、法律上の根拠があって 公共性が高いものについては、法務局の行う長期解消作業の対象とするように運用を見直 したいと考えております。例えば、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等について は、民間の行う場合であっても、要望の受入れ対象として、法務局の事業対象に含めたい と考えています。

次に、②として、「法定相続人情報の作成要件の緩和」ということで、事業実施主体のニーズに基づいたより広い範囲について、法務局が本作業を実施することができるようにしたいと考えております。具体的には、法務局が探索を行う要件として、これまでは、政令の定めに基づいて、対象となる土地の登記名義人の死亡後の経過年数が30年以上経ったものについて法務局が探索を行ってまいりましたが、それを経過年数10年以上に短縮したいと考えています。これによって、より広い範囲の対象土地について法務局の探索作業が可能になりますので、かねていただいている公共事業実施主体の御要望にも、より適切に応えられるかと思っております。これについては、今後、必要な政令改正を行うことを予定しています。

最後に、③として、「作業の効率化・合理化の一層の促進」ということで、法務局の本作業について、緊急性・必要性が高いものは、より迅速に探索結果を提供してほしいというお声を地方公共団体からいただいているところです。また、そういった要望のある土地をよりピンポイントに絞って作業を実施することで、より多くの事業を対象として成果を届けることも可能になると考えております。

その観点から、資料1のとおり、法務局の作業対象とする土地の選定について、より重点化を図る運用の見直しをして、さらに作業の迅速化の観点では、これまで外部事業者に委託する形を行っていましたが、緊急を要する場合等には、法務局の登記官も自ら作業を行って連携・協働することで、集中的に作業を実施することを検討しています。

法務省としては、この①から③までを柱とする新たな運用について、令和4年4月から

の運用を行いたいと思っており、また、今後とも、本制度についてしっかり運用してまいりたいと考えておりますので、引き続き、本部会の皆様方にも御指導賜りたいと思っております。

法務省からの説明は以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。御質問あれば、後ほど承りたいと思います。

それでは、続いて資料2について、土地政策課、千葉課長より御説明をお願いします。 【土地政策課長】 おはようございます。土地政策課長の千葉でございます。

それでは資料 2、最初に資料 2-2、取りまとめ案の本体、後に資料 2-1 の概要一枚紙に触れたいと思います。

それでは、資料2につきまして御説明申し上げます。所有者不明土地法の見直しに向けた取りまとめにつきましては、先月、11月29日の第45回企画部会におきまして、事務局からお示しいたしました骨子案では空欄になっている部分がございました。大きく2つでございまして、管理不全土地の適正な管理を図るための仕組み、地域の土地に関する課題解決に向けた取組の2つでございますけれども、事務局から説明を申し上げまして、御議論いただいたわけでございます。

本日お示ししております取りまとめ案は、第45回の企画部会での御議論などを踏まえまして加筆修正した案の案とも言うべきものにつきまして、事前に委員の皆様方にも御覧いただきまして、賜りました御意見を反映させたものでございます。本日は冬至でありますけれども、御多忙の折も折、事前に御意見をいただきましたことにつきまして、まずもって御礼申し上げます。

それでは、資料2-2を御覧いただきたいと思います。前段部分は委員の方々の名簿、 企画部会の開催経緯をまとめまして、目次の部分は赤字になってございませんけれども、 直しております。以降、赤い部分が骨子案から加筆修正したものでございます。

まずは1ページ目でございますけれども、「はじめに」と題しまして、本取りまとめに至ります総括的な経緯などを委員の御意見も反映しながら追記してございます。

2ページでございますけれども、19<u>行</u>目あたりから赤くなってございますけれども、 企画部会などでの御議論を経まして、平成30年に所有者不明土地法の制定に至ったとい う経緯を正確に記述していると、追記したというところでございます。

3ページでございますけれども、一部赤くなっているところがあろうかと思います。こ

こは、この地域福利増進事業制度の見直しを必要とするニーズ、また見直しに当たりまして、この制度をより活用されやすいものとするために、土地所有者の権利保護に十分配慮しながら検討を進めていくべきという、同制度の見直しに向けました基本的スタンスの部分を、公共団体に対する調査の内容などを踏まえて若干正確に記述、加筆したというところでございます。

5ページに飛んでいただきまして、地域福祉増進制度の見直しに関する部分でございますけれども、15行目以降です。地域福祉増進事業の対象となります土地の拡充につきまして、これも一部委員の御意見もいただいたんですが、反映しながら追記しております。

なお、地域福利増進事業の対象となる土地の拡充につきましては、28行目あたりからですけれども、土地収用法の特例制度につきましても対象となる土地が同じでありますので、足並みをそろえて土地の対象を広げるということを検討するべきであるというふうに書かせていただいております。

5ページの33行目以降の管理不全土地の管理の適正化についてでございます。この点につきましては、前回の企画部会で様々な御意見を賜りました管理不全土地の管理の適正化につきまして、5ページから以降追記しているものでございます。前回の企画部会では、管理不全状態の所有者不明土地に焦点を当てた御説明を申し上げまして、所有者が判明しております管理不全土地につきましては、市町村の条例に委ねるといった御説明を申し上げました。そうしましたがために、管理不全土地問題全体の中で、所有者が判明している管理不全土地の問題がやや脇に追いやられている、曖昧になるという問題を複数の委員の皆様から御指摘をいただいたところでございます。

そうした御指摘を重々踏まえまして、まず5ページの下段でございますけれども、(1) といたしまして管理不全土地の現状、6ページの中ほど、(2)といたしまして管理不全土 地に関するこれまでの取組、これは土地基本法の改正、民事基本法制の見直し、こうした 制度化あるいは空き家法との関係性みたいなところについても記述しております。

また、7ページに移っていただきまして、(3)といたしまして管理不全土地の適正な管理を図るための仕組みの検討ということで、どういった観点から制度化を図るべきなのかということを整理させていただいた上で、(4)でございます。8ページでございますが、今般の所有者不明土地法の見直しにおける措置の必要性というものを引き出す形で、(4)で書かせていただいております。管理不全土地に関する課題の中でもとりわけ対応が急がれるものといたしまして、管理不全状態の所有者不明土地の問題がありますよと。

その上で、9ページの頭の部分でございますけれども、市町村が管理不全状態を要因とします災害などの生命・財産に関わるような悪影響の発生を防止するために、その適正な管理を図るための勧告、命令、代執行等を可能にする制度を新たに規定することによりまして、市町村の条例では対応が困難な制度的な隘路の解消を図るべき。そして、その際、市町村の負担が過度とならないよう、国・都道府県は支援を行うべきことを明確化すべきだという形でまとめさせていただいてございます。

そして、しからば所有者が判明している管理不全土地を含めた議論はどうなるのかということにつきましては、9ページ中ほど以降の(5)で別項を立てまして、新たな制度の施行状況などを踏まえまして、引き続き検討を行っていく必要があるのだという形にさせていただいてございます。

10ページ、以降は課題があります土地に地域一体となって対応するための「体制の構築ということでございまして、これは前回の企画部会で御説明申し上げました内容に沿いまして、また委員の皆様からもところどころ意見をいただきましたので、そういったものを反映させながら追記させていただいたものでございます。

11ページに飛んでいただきまして、用地行政の現状等々につきまして、企画部会でも 御説明申し上げ、御議論いただいたわけでありますけれども、(4) 用地関係業務の支援の 強化という部分につきまして、所有者不明土地対策との関連をはっきりさせる必要がある かなということで、所有者不明土地対策の推進の下支えとなる用地関係業務の支援の強化 ということで、その点を明確にさせていただいているところでございます。

最後、13ページでございますけれども、「おわりに」と題しまして全体の総括。最後に本企画部会のミッションを僭越ながら記述させていただきまして、再確認する形で記述させていただいている次第でございます。

資料2-1は、今は案でございますけれども、こうした取りまとめのポイントを、今後の公表を念頭に1枚にまとめたものでございます。取りまとめの背景・経緯、それから、今回の見直しの位置づけです。関係閣僚会議の決定にも言及されておりますし、それがその他の政府文書にも反映しているわけですけれども、そういったところを上のほうに書かせていただきまして、真ん中のターン、今般の所有者不明土地法の見直しにおける措置の方向性(ポイント)ということで、利用の円滑化、管理適正化、地域一体となって対応するための体制の構築、大きく3つの内容につきまして、それぞれ取りまとめのポイントをまとめさせていただいております。

そして、下のところ、「おわりに」ということで、特に一番最後でございますが、所有者が判明しているものも含めた管理不全土地全般に対する行政措置等、中長期的検討を要するものについては、関連施策の施行状況や地方公共団体におけるニーズ等を継続的に分析しつつ、引き続き検討を行っていくということでまとめさせていただいております。

以上申し上げましたとおり、取りまとめ案の文案につきましては、この間の企画部会で の御議論、案の案の段階での事前の御確認、その際にいただきました御意見を反映させて いただいたものでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

続けて、資料3も千葉課長よりお願いいたします。

【土地政策課長】 ありがとうございます。資料3でございます。

今回、所有者不明土地法の見直しの取りまとめをいただくわけでございますが、その先に目をやりますと、土地基本方針の改定というものをどうしていくのかということを考えなきゃいけないな、そういうタイミングであるなということで、改めて令和2年の土地基本法の改正によって位置づけられました土地基本方針の改定プロセスについて、こういった形で改定していくということでよろしいでしょうかということをお諮りしたいと考えまして、まとめたものでございます。資料3でございます。

土地基本方針は何かというものを上の箱でまとめさせていただいております。令和2年の土地基本法の抜本改正におきまして制度化されているものでございまして、赤く塗ってあるところでございますが、関係省庁が一体性を持って人口減少時代に対応した土地政策を講じることができるように、当面の今後の施策の方向性を具体化するものとして位置づけられ、作成されているものでございます。条文上は改定ルールは法定されておりませんで、土地基本方針におきまして、社会経済情勢の変化等を踏まえた所要の見直しを適時行うと書かせていただいてスタートしております。

委員の方々御案内のとおり、実は制定された1年後に第1回の改定をいたしております。 また、この所有者不明土地法の見直しに向けた企画部会のスタートに当たりまして、ある いはその途中におきまして、今後の企画部会の運び方という中で、私ども事務局といたし まして、前回も閣議決定する改定をしたのだから、来年の5月あたりにもう一回改定する のかなということを前提にちょっとスケジュール感をお示ししたところでありますが、よ くよく立ち止まって考えてみますと、この真ん中の段でございますけれども、幾つか留意 しなくてはいけない点があるのではないかというところにぶつかったということでございます。

そもそもある分野の施策の方向性というものは、一般的に個々の施策の遂行に一定程度 の時間を要する。ある程度の時間的幅を持って定められるべきものだよねと。とりわけ、 恐らく土地政策というものはそういった性格がより色濃いのかなと考えられます。

また、私ども事務方として若干そういったところに陥っていたわけでございますが、改定ルールがない中では、改定しなくてはということ自体が自己目的化してしまいまして、そもそも土地基本方針が生まれいずるところのその本来的な機能に照らしまして、必ずしも適切とは言い難いのではないのかと考えられたところでございます。

また、実態といたしまして、実は先ほどの法務省さんからの御説明にもありましたし、 私の説明の中でも触れさせていただきましたが、関係閣僚会議というのを所有者不明土地 対策についてやっておりまして、そこで基本方針を定めまして、それが毎年の政府の骨太 の方針に反映していくという、そういう流れができてございます。そうしたものですとか、 毎年国会に報告をすると定められております土地白書の施策の報告部分との差がなくなっ て、基本方針の有する上位方針的な側面が損なわれる、差別化が図られないという懸念も あるのではないかという点について留意して、改めて改定プロセスについて考えるべきで はないかと考えた次第でございます。

下の矢印の下の段、「改定プロセス(案)」ということで大きく2つまとめさせていただきました。

土地政策というものが、土地の利用管理に関する諸制度、施策、民事基本法制をはじめ、 所有者不明土地法もその一翼を担っているわけでございますが、そうしたもの、また社会 資本整備などに関する諸政策と密接に関連を有するものであることを踏まえまして、例え ば国土利用計画や国土形成計画、これは10年間ほどの幅を持った計画ということで策定 されておりますし、社会資本整備重点計画、これは5年間ということでございますが、こ うした基本計画などの改定を踏まえまして、おおむね5年ごとに土地基本方針につきまし ても改定するということを基本とすることが適当ではないか。ただ、国民生活に大きな影響を及ぼすような重要制度が改正されるような場合、あるいは施行されるような場合、社 会経済情勢の変化があった場合などには、5年ごとの改定を待たずに、うまく機会をとら まえて改定することが適当ではないかというのが1点目でございます。

あわせまして、土地基本方針を絵に描いた餅に終わらせない、実効性を高めるために、

おおむね5年ごととした上でも、次回改定までの間フォローアップを毎年行うことといた しまして、企画部会、あるいは都市政策分科会にも御報告申し上げ、御議論いただき、ホ ームページなどで公表することとすることが適当ではないかということで、改定プロセス 案をまとめさせていただいた次第でございます。

御議論いただきまして、これでいいのではないかということになりましたら、こういう スケジュール感を持ちましてフォローアップをどうしていくのかといった点について、関 係省庁とも御相談しながら検討して、企画部会にお諮りしていきたいなと考えている次第 でございます。

以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

資料説明は以上でございまして、資料1が、法務局のほうから御説明のありました長期相続登記等未了土地解消作業の見直しについてでございました。資料2の関係が、本部会の本日のメインテーマになりますけれども、所有者不明土地法の見直しに向けた方向性の取りまとめに関する資料、資料3が、これは取りまとめの後になりますけれども、土地基本方針の改定プロセスについてということでございました。

それでは、以上の資料につきまして、意見交換の時間とさせていただければと思います。 なお、取りまとめ案につきましては、委員の皆様から事前に御意見も頂戴し、本日の文案 に反映しているところと承知しております。しかしながら、改めて特に何かございました ら御意見を頂戴できればと思いますし、また、文案に関するものだけではなくて、今後に 向けたコメントや御意見もございましたら、そちらもぜひよろしくお願いしたいと思いま す。

それでは、御発言を希望される委員は、手を挙げるボタンを押していただけますようお願いをいたします。私が順に指名をさせていただきたいと思います。

それでは、まず草間委員、どうぞ。

【草間委員】 全宅連の草間です。よろしくお願いします。2点御意見申し上げたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございますが、法務局の実施する長期相続登記等未了土地解消作業の見直 しについて御意見申し上げます。今回の見直しによって、民間事業者からの要望の受入れ を改善点として挙げておりますが、民間が行う事業が対象とされることについて、この方 向性について私どもは歓迎しております。今回の資料では、民間が行う事業のうち、法律 上の根拠のある事業であり、公共性の高いものとされておりますが、これがどこまで含まれるかが私どもとしては大変気になるところでございます。

地方においては、特に都市計画法の開発許可の伴う規模の土地開発等になると、一部で 所有者が判明しない土地が含まれるケースがあります。所有者の探索に大変時間がかかる ことがございます。これによって、事業期間が当初の予定より伸長し、土地開発の事業計 画に多大な影響を及ぼすことがございます。

これらの所有者探索が仮に簡便になれば迅速な事業の推進が遂行できるほか、所有者が 判明しないことにより、結果的に利活用されず放置されている土地等についても活用促進 が進むのではないかと考えております。ここで言う法律上の根拠のある事業について、で きれば都市計画法に係る開発許可を伴うものについても対象に含めていただきますよう、 ぜひともお願い申し上げます。また、法定相続人情報の作成要件の緩和について、10年 に短縮することについても、私どもは賛成でございます。

もう一点でございますが、所有者不明土地の見直しに向けた方向性の取りまとめ案について御意見申し上げます。今回の取りまとめ案において、10ページ3項目では、課題ある土地に地域一体となって対応するための体制の構築の中で、15行目に宅地建物取引業者等の専門家が含まれる組織と追加していただき、誠にありがとうございます。先般申し上げたとおり、私どもの団体は、空き家対策について既に多数の自治体と連携して取組を行っておりますので、この所有者不明土地問題についても市町村の補完的役割を担うものと考えております。

また、11ページの36行目では、所有者不明土地連携協議会の記載がございます。これについては、現状行政と主要団体とが連携で行っているものの内容を拡充して、民間団体への参画を予定されており、私どもにもお声かけいただいているところでございますが、せっかくこういった枠組みをつくるということであれば、ぜひとも実効性のあるものにしていただきたいと思います。

地方においては、所有者不明土地の問題や管理不全な土地に関する問題は、民民の取引においてもより深刻であり、一刻の猶予もないと考えます。各地域においてこういった官 民連携の枠組みがつくられるとなると、地方の期待値は高くなると思いますので、それに 応えられる仕組みづくりをぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございます。法務省、藤田課長、土地政策課の千葉

課長には、最後にまとめて御発言をお願いしたいと思います。

委員の発言のほうを続けてまいりたいと思います。それでは竹中委員、どうぞ。

【竹中委員】 ありがとうございます。私は、最後の資料3で、千葉課長さんからの御説明で、改定プロセスでは時間がかかるといったところでちょっと疑問に思ったことを質問させていただきます。

この企画部会の最初の頃の議論で、この土地の所有の問題あるいは境界域の問題というのは、やはり将来的には情報基盤センターみたいな土地に関する情報基盤を整備して、それを使って効率化していくというような、非常に大きな理想論を言っていたかと思うんですけれども、それを具体化するというか、国交省さんだけでは無理なお仕事かどうか分からないんですけれども、これをいつ頃までにその情報基盤を整備して、それでそれが整備されるまでの間、過渡期としてやっていくのと、それが整備されてからのことというのでプロセスを考えたほうがいいのではないかなと私は思ったんですけれども、その辺の時間的なスケールを入れることができないものかどうかということで質問させていただきます。以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

続けて奥田委員、どうぞ。

【奥田委員】 奥田です。よろしくお願いいたします。

まず、資料1の全体につきましては、よい方向での改正、改定ということで、極めてい いものがつくられていると思います。

1つ、この情報作成の要件のところの30年から10年に短縮、これも賛成ではありますが、緊急性の高いケース、例えば災害復興のようなケースで、最後のページに実績としてこれだけ成果が上がったということはあるのですけれども、災害復興で緊急性が高い場合に、10年ではなくて、登記していない状況が5年とか3年とか、そういう短い期間のものについても特別に対象とするような方向性というのはどうなのか、その必要はないのかということを感じるところです。相続が発生してからそれほど期間がたっていなければ、作業自体はそれほど大きなものにはならないかと思いますし、緊急時には必要性は非常に高くなると思います。運用見直しということでありますので、ここに含まれるのかもしれないのですけれども、検討していただけたらありがたいと思います。

もう一つは、この資料3の改定プロセスのところですが、全体的にはこの方向でよろしいと思います。重要なのは、改定プロセス案の2つ目のポツのところで、実効性を高める

ということですね。今回御指摘にもありましたように、極めて多くの施策が盛り込まれておりまして、一方で経済環境というのは最近非常に大きく変わったり、極めて大きな自然災害が起こる可能性もあって、これを踏まえた上での毎年のフォローアップ、ここの部分がかなり重要になってくるのであろうと思いますので、こちらの充実化をぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは松尾委員、どうぞ。

【松尾委員】 おはようございます。ありがとうございます。本日の御報告を大変印象深く伺いました。

まず、長期相続登記等未了土地の取扱いについての改定方針について、私は賛成でございます。それで、それについて、今、奥田委員からも御指摘があったところですけれども、この対象土地として、相続登記未了が30年超だったものを10年にという点について、そこはやはり慎重に考えていただいたなという感じがいたします。

1つは、所有者不明土地利用円滑化法40条の規定との関係と、あと今奥田委員が御指摘なさった緊急性ということとともに、相続が開始してから、基本的に10年間は遺産分割について協議するということについて、その遺産分割の権利、遺産分割の利益ということもありますので、それとの兼ね合いも考えつつ、それについては御検討いただく方向になろうかなと感じました。資料1についてはその点を述べたいと思います。

資料2につきましては、これについては様々な意見を取り入れていただきまして、本当にありがとうございました。その上で、今回、資料2-2について御説明いただいた後で、資料2-1で取りまとめの公表の仕方ということで出していただいた資料がございます。これについて確認したい点がございまして、お伺いしたいと思います。この取りまとめのポイントの資料の、取りまとめの背景・経緯の3番目の丸に、③低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組みを検討してきたという記述がございます。このことと、今回の取りまとめ案の資料2-2の中で、この低未利用地についての言及が直接にはみられないように思いまして、それについて追加で御説明賜ればと思います。

といいますのは、①の所有者不明土地と②の管理不全土地については、取りまとめのところで1と2という形で言及していただいておりますけれども、この低未利用地については、例えば資料2-2の3にあります「課題がある土地」という言葉を使って表現されて

いるものの中には含まれるのか、確認させていただきたいと思います。もし可能であれば その点も御考慮いただいて、3の最初の段落のところ、「課題がある土地」についての、 10ページの最初の段落のところで、低未利用地との関係も言及していただくほうがいい かなと思いました。

それから、柱の2番目になっております所有者不明土地と並ぶ管理不全土地について、取りまとめの1ページ目の6行目に「適正な管理が行われていない土地」という形の定義をしていただいております。その一方で、民法の管理不全土地管理命令についても、8ページの注の14で言及していただいて、こちらのほうは所有者による管理が不適当で、かつ他人の権利・法益が侵害され、または侵害されるおそれがある土地ということで、管理不全土地という言葉について若干定義が違ってきている感があります。この点は取りまとめの管理不全土地のほうが、民法のそれよりも少し広いのかなという印象も受けるわけですが、この点についても再確認させていただいて、特に修文という必要はないと思うんですけども、民法にいう管理不全土地については管理不全土地管理命令、所有者不明土地である場合には所有者不明土地管理命令も、それらに該当しない場合でも、必要があれば地方公共団体と、この三者が協働する形でこの問題に取り組んでいくということが明らかになるような形に、報告書でもしていただくのがよいのではないか感じました。

土地基本方針の改定の方法については、私のほうでは全く異論ございません。この形で 進めていただければと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

【中井部会長】 ありがとうございました。

それでは、井出委員、続けてお願いいたします。

【井出委員】 御指名ありがとうございます。成蹊大学の井出です。

資料2のほうの取りまとめについては、この非常に重要なタイムリーな話題に関して、特に法律に基づいてこういったことをきちんと進めていくよという姿勢が非常に丁寧に出ている文章になっていて、とても分かりやすくて理解がしやすいすばらしい内容になっているなと思いました。もう本当に事務局の御努力に感謝を申し上げたいと思います。

広報活動のところに関しては、修文という意味ではないんですが、国及び地方公共団体 の積極的啓発活動ということと、地域住民の理解ということが書いてあるんですが、やは りこの民間、宅建の方々も含めて様々な民間事業者の方々の協力を得てしっかり進めてい くというように、何かうまく効率的に情報が浸透するようなことをオペレーションとして 考えていただければと思います。

資料3の今後の改定プロセスに関しては、全くもってほぼ基本的に同じ、賛同いたします。5年ごとに改定することを基本とするということなんですが、ここはニュアンスの問題だと思うんですけれども、5年ごとに改定をするための大規模なフォローアップを数年前からちょっと進めていただいて、大規模なフォローアップのエビデンスを基に、今年これをやるのか、あるいは周りの進捗状況を含めて1年、1年半先に延ばすのかといったことを具体的には検討していただくことになるので、おおむね5年ごとに改定するための見直し作業をちゃんとやっていただきたいということと、あと、やはり様々な、真ん中の資料3の中段にもありますように、基本方針とか土地白書もありますし、今回本当に各省庁のいろいろな施策とかも非常に連携が強かったということもありますので、その全体像が見えるようなイメージ図と、そこに土地の基本方針がどんなふうに上位方針的に位置づけられているのかという全体像が分かるように、もっと幅広に整理していただきたいなと感じました。

その最後のところに毎年フォローアップということがあるんですけれども、毎年フォローアップしてもあまり進まないものもあると思うので、これは事務局の負担もありますので、毎年フォローアップにする必要な項目と、あと、5年の改定に向けて大幅に幅広く見直すものと分けていただいたほうが、細かいほとんど進捗しない数字を毎年毎年見せられていると、逆にちょっと問題が見えにくくなってしまうということもありますので、そこは負担で少しバランスよく切り分けて作業をしていただいたほうが、全体の方針像が見えるかなと思います。

最後に皆さんの御意見からもありましたけど、やはりDXというものが不動産においてはもう不可欠だということは皆さんおっしゃっているので、それが本日の改定のプロセスの検討のときに、そのことも併せて議論していただければと思います。

以上です。

【中井部会長】 ありがとうございます。

では、続いては吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 ありがとうございます。本日は貴重な御説明を誠にありがとうございました。資料1、2、3、それぞれについてコメントを申し上げたいと思います。

まず、資料1の法務局の実施する長期相続登記等未了土地解消作業の見直しについて、 短期間の間に実績が上がり、制度が活用されていることがよく分かりました。今年4月の 民法・不動産登記法の改正では相続登記の申請が義務化され、主に将来に向けての相続登 記の促進策は強化されましたが、他方でこれまでの過去の古い登記をいかに解消していく かという課題も存在します。

相続登記の義務化は遡及適用もされますが、それだけではなくて、法務局のほうから積極的に相続登記未了の解消を図っていく方策としてこの制度が発展し、様々に活用されていくことが期待されると感じました。例えばこの作業の過程で、全国の法務局で得られた相続人調査のノウハウや課題を整理し、ぜひ今後の所有者探索の簡素化や円滑化に役立てることができないだろうかと思います。

また、調査の要望受入れの対象となる土地について、ほかの政策との連携も今後より積極的に行われるようなればとも希望します。例えば、先ほど災害復旧、復興事業の例もお示しいただきましたが、例えば今後は防災減災の観点や、管理不全土地の管理の適正化を促進する観点、地籍調査促進の観点など、国交省の政策との連携や、あるいは農地や林地における所有者不明、共有者不明対策において、この仕組みを有効に活用できないだろうかとも思ったところです。

次に、資料2の取りまとめ案について、今回、所有者不明土地法の改正に向けた重要な 論点が簡潔に整理されていると感じました。その中で、特に管理不全土地の管理について は、新たな規定の対象を管理不全状態の所有者不明土地に絞ったことについて、その制度 的な背景を特に丁寧に説明していく必要があると感じております。これから申し上げる点 は、本来であれば事前の意見募集の段階で申し上げるべきことだったのかもしれません。 申し訳ありません。

具体的には、取りまとめ案の9ページの6行目に、「市町村の条例では対応が困難な所有者不明土地に起因する制度的な隘路の解消を図る」と書いてございまして、「制度的隘路」とは何なのかという点をもう少し具体的に説明してもいいように感じております。この隘路とは、前回の会合で千葉課長から御説明がありましたとおり、代執行について法的根拠がないということが主な点かと理解しております。つまり、行政代執行法の規定では命令の相手方がいることが前提になっており、命令の相手方が存在しない所有者不明の場合には法律上の根拠がなく、たとえ自治体条例があったとしても、いわゆる略式代執行を行うことが困難である。そうした制度上の穴をカバーしていくという趣旨なのだという御説明をいただいたかと理解しております。

この点については、8ページの下3行にも少し関連する記述はあるのですが、法律に詳

しい方であれば、これは行政代執行法の観点で言われているんだなと想像がつくのかもしれませんが、私のような詳しくない人にはやはりもう少し付帯的な説明が必要かと思っております。今回、所有者不明土地に限定したというところは重要な点ですので、本文中が難しいようであれば脚注や、あるいは今後の参考資料などに少し説明を入れていただけたら、私のような素人には分かりやすいと感じたところです。

そして、今回の管理不全土地への対応策は、対象を所有者不明土地に限定することで、 率直に申し上げて、実際に制度の適用対象となる範囲はかなり限定的になると思います。 しかしながら、限定的ではあっても、今回のこの新たな規定は今後の防災減災の観点から 特に重要だと思います。これを普及していくに当たっては、どのようなケースでこの制度 を利用できるのか、具体的な例を示すと、この制度の趣旨を自治体や地域の方に分かって いただきやすくなるのではないかと思っております。

最後に、資料3の改定プロセスについては、私も賛同申し上げます。今回の一連の新たな制度が実際に地域で実効性を持ち、課題解決に役立っていく、それを促進していくという新たな段階がこれからでありまして、その意味で、一定の基本方針に基づいてフォローアップをしっかり行っていくということが今後重要になってくると考えております。

以上です。ありがとうございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。 続けて谷山委員、どうぞ。

【谷山委員】 委員の谷山です。私からは事前に意見を出させていただいていますが、 それは反映された形で資料に取りまとめられていますし、非常に分かりやすく簡潔な文章 になっていて、私も非常に良い取りまとめ案になっていると思います。

資料3に関してですが、こちらも事前に私のほうからコメントは出させていただいているものの、こちらの改定プロセスというところに関して追加でコメントいたします。先ほど井出委員からもご指摘がありましたけども、5年ごとというのは私も賛成ですが、それもやはり5年ごとに調査される基幹統計、例えば国勢調査は5年に一回だったりするところに引っ張られて今回の土地基本方針も5年ごとに改定という形になっているかと思われます。ここで毎年のフォローアップというところに関してですが、最近であればいわゆるオルタナティブデータと言われるような、非常に高頻度にマーケットや社会情勢というものを捉えられるような、新しいデータが入手できるようになってきています。そのため、そのような高頻度のデータも少し横目に見ながら、毎年のフォローアップを効率化できて

いくと、非常によいのかなと思います。

また、国土交通省の皆さまから午前1時ぐらいにメールが来ると結構ドキッとしますが、現場の国交省の事務局の方々の負担も非常に高いかと思います。そのため、データを手作業で集めて分析して、毎年フォローアップのための資料作りを頑張っていくというよりは、何らかあらかじめこういう点を注視してモニタリングをしていくんだというようなフレームワークさえしっかりしていれば、毎年のフォローアップでは、それらのダッシュボード等を見ながら議論すればよいと思います。企画部会なりこういう場では、社会情勢が変化しない年はないとは思いますが、実際に何らか大きな変化があった場合にこのような対応をしていくというところを議論しつつ、DXと先ほど井出委員もおっしゃっていましたけども、もう少しデジタル技術であったり最新のテクノロジーであったり、新しいデータ等を使いながら、こういう改定プロセスそのものも少しアップデートしていければなと思っています。

私からは、以上です。

【中井部会長】 どうもありがとうございます。

ほかの委員の皆さんからは、今のところ御発言の要請がございませんけれども、いかが でしょうか。

それではただいままでのところで、一旦事務局のほうから御回答、あるいはコメントに 対するレスポンスをいただければと思います。

それでは、まずは法務省の藤田課長からお願いできますか。

【法務省民事局民事第二課長】 法務省の藤田でございます。委員の方々から貴重な御 指摘をいただき、ありがとうございました。御質問等にお答えさせていただきます。

まず草間委員から、今回の法務局の作業見直しにつきまして、資料1記載の改善点①の 民間事業者からの要望の範囲について御指摘がございました。

今回新たに取り込むことになる、民間事業者の行う公共性の高い事業をどこまでの範囲にするかという点は、現在、関係省庁とも相談しながら細目を調整しているところです。現時点では、これまで国・地方公共団体に限られていた本作業の要望主体を、民間の実施する公共的事業の場合にも拡張するという方針が決まった段階ですが、先ほど草間委員から御指摘があった、都市計画として開発許可を伴う事業等は、我々としても最もニーズが高いものの一類型と認識しておりますので、どういった形でどこまで取り込めるか、4月の新たな運用の開始までに、しっかり検討していきたいと思います。

2点目ですが、奥田委員、松尾委員それぞれから、資料1の改善点②の関係で、法務局の作業対象を30年以上から10年以上へと短縮する関係で、もっと短くしてはどうかという点も含めて御指摘をいただきました。

現在のところ、本事業の法律上の根拠であります所有者不明土地特措法第40条では、この作業の対象が、登記名義人の死亡後10年以上30年以内の政令で定める期間と規定されてございます。今回の見直しは、法律の委任規定の範囲内で、一番ハードルが高い政令の定めとしていたところを、一番低いところまで引き下げたものになり、要件を緩和するものです。それを10年からさらに引き下げるという場合には、法律改正を要する事項となってまいりますが、今回は、現行法の範囲内で可能な運用の見直しとしてできることにまずは取り組んだところです。さらなる見直しには課題もありますので、まずはこの新しい運用をしっかり実施してまいりたいと思っています。

最後に、吉原委員から、この長期相続登記等未了土地解消作業につきまして、そのノウハウ等の共有であったり、さらなる発展の可能性という御指摘をいただきました。

まず、本事業は、全国50の法務局全てで実施している事業でございまして、今回の見直しに当たりましては、全国の法務局の取組状況をフォローアップして意見を聞いた上で、方向性を決めたところです。そこで得られた実務的な知見やノウハウについては、まずは法務局で共有しつつ、その効果的活用策についても考えていきたいと思います。もう一点、本事業については、公共事業実施主体の事業実施を支えるという観点で、平成30年から始め、これまで実績も上がってきたところでございますけども、御指摘のように、本作業の目的として、所有者不明土地の解消に資するどこまでのものまでを取り込むのか、さらにどういった形で有効に使えるかということは、今後の大きな課題だと認識していますので、受け止めさせていただきたいと思います。

【中井部会長】 それでは、千葉課長、お願いします。

【土地政策課長】 ありがとうございます。まず前半で、所有者不明土地法の見直しに向けた取りまとめ案に関します御指摘に対するコメントなど、また次に土地基本方針の改定プロセスについての御指摘に対するコメントや考え方を御説明申し上げたいと思います。まず草間委員から、全国10ブロックの協議会について、実効性あるものにと、こういう官民連携の場というものを実効性あるものに、ごもっともな御指摘でございます。単にこの取りまとめが、あるいは制度改正後の制度が実際に動いていくときに、現場で絵に描いた餅にならないように、私ども国土交通省といたしましても組織、人員の強化なんかも

含めて頑張ろうと思っております。しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

それから、松尾委員から、資料2につきまして、低未利用地というものがどういう位置づけなのか、なかなか素直には読めないねという御指摘でございます。私どもの御提示いたしましたこの取りまとめの案では、まさに委員御指摘のとおり、課題がある土地というふうに一くくりにしてしまいまして、その中には将来的に所有者不明土地につながっていく蓋然性が高いものだろうということで、低未利用地というものを観念しております。

部分的には、例えば取りまとめ案の10ページの事例の紹介、鹿児島で離島で活動する 営利法人の活動内容を取り上げているところで、ニーズがあるにもかかわらず流通していない空き地、これはまさに低未利用土地だと思いますけれども、そういったものを流通させようと取り組んでいる事例なんかを取り上げたり、また、民事基本法制の見直しによって創設されました相続土地等国庫帰属法を紹介している3ページの上のほうでは、利用意向の低い所有者が、望まず土地を保有することによる将来的な所有者不明土地の発生を予防するため、いわゆる国庫帰属法の制度が創設されたというような形で、部分的にはにじみ出ているんですけれども、そこはやや曖昧なのかもしれません。ただ、課題がある土地というところでとらまえているのかという点については、そういうつもりではございます。それから、管理不全土地に関します民法上の諸制度と、今回の市町村による勧告、命令、

代執行の制度の対象ですね。その公共の問題、広さ、狭さの問題がございました。民法上の規定ぶりと、今回のまさに行政法規としての規定ぶり、書き方が違うので、一概にどっちが広い、狭いと申し上げるのはちょっと難しいかなと思っておりますが、今回の私どもが制度化をしようと考えておりますのは、ある所有者不明土地の管理の状況が、周辺の土地などに対しまして災害などの発生の要因になっているというような書き方になろうかと考えておりまして、そういった意味では、単にお隣の方が管理不全状態によって被る法律上の利益というものを守るというのを超えて、もう少し広い、エリア的にも広い、あるいは対象となる人名なども広い可能性は十分あろうかなと。そういった意味での公共という意味では、広い部分もあろうかなと考えております。

それから、吉原委員から、法律が分かる人はぱっと見で分かるけれども、非常に重要な部分なので丁寧に、特に市町村の条例では制度的に対応できないその隘路を埋めるんだというところですね。そこは御指摘のとおりかと思います。私どもとしてもしっかり書き込んだつもりではあるんですけれども、やはり重要な今回の見直しに当たってのポイントであるのは間違いないと思いますので、そこら辺はもう一段の工夫が、最終的な取りまとめ

に向けて、公表に向けて必要なのかなというふうに考えます。

それから、土地基本方針の改定プロセスにつきましては、様々御意見いただきました。 竹中委員からは情報基盤の整備というもののビフォー・アフター、そうしたものを見直し の時間的スケールに組み込んだらどうだろうかと。非常に貴重な御意見だと思います。

奥田委員からも、経済情勢が大きく変わり、また自然災害の発生など、そういった状況 も大きく変化している中で、毎年のフォローアップの充実が必要だねと。特に、実効性を 高める観点から必要だねという御指摘、これもごもっともだと考えます。

また、井出委員、それから谷山委員。谷山委員につきましては事前に御意見もいただいております。ありがとうございます。DX化のようなこと、あるいはオルタナティブデータなども念頭に置きながら、土地基本方針の全体的な位置づけをしっかりとやりながら、毎年のフォローアップについても、めり張りですね。そういったものに反映しつつ、私どもの負担も軽くなるというメリットもあろうかという観点も言っていただきましたけども、要はこのフォローアップの仕方につきまして、種々御意見いただきました。

この改定プロセス案ではそこが、毎年フォローアップを行うという一言で済ませてしまっておりますが、これを実際にどういうふうにやっていくのかということにつきましても、実際、現在土地基本方針に書かれております施策の状況を毎年フォローアップするのと並行しながら、何をきっかけに次の改定に結びつけていくのか。あるいは、土地基本方針の柱立てとして、新たに設けなくてはいけないものは何なのかということも、個々の施策の進捗状況のモニター・フォローアップと並行して、またお知恵をいただきながら、検討していきたいと思います。

私ども事務局としても、どういったものがフォローアップする際の指標になるのかという点につきましても、例えば国土利用計画、国土形成計画、国土形成計画なんかもかつて国土のモニタリングということに取り組んだりもしていることもありますし、そうした他制度の状況なんかも参考にしながら、並行して検討してまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

私から1つ、藤田課長に、この長期相続登記等未了土地解消作業はこのような方向でぜ ひ進めていただきたいと思うんですが、先ほどもほかの委員からも別のところでお話あり ましたけれども、これもやはりデジタル情報化されていると作業としては非常に、今は多 分紙ベースで膨大な調査をされることになるのが、基本的にはそういった情報があればかなり飛躍的に作業が進むような気もいたしますけれども、こういった登記の情報、さらには戸籍の情報ですとか、あるいは住基ネットとか、そういうものとの関連づけも含めて、このデジタル化、あるいはこういった情報のDXの方向について、今、もし進捗状況等を御説明いただけることがあれば少しお願いしたいんですが、いかがですか。

【法務省民事局民事第二課長】 ただいま御指摘いただきましたとおり、現在実施している作業としては、資料1の2枚目の下の部分にあるとおり、各自治体から紙媒体で戸籍等を取り寄せて、それを紙ベースで確認・調査して、その成果を法定相続人情報として一覧のペーパーにまとめて備え付け、あるいはお届けするというペーパーでの作業になっています。

そういう意味では、もし、調査に要する戸籍等の情報を電子データで入手することができれば、という方向性は将来的に考えられるところでございますが、これは法務省・法務局にとどまらずに、現在、各省庁や自治体でお持ちの行政情報をいかにデータ化して相互に連携して共有するかという点にも関わる大きな課題と認識しています。

法務省としては、不動産登記情報が不動産の物理的状態、所有者等の基本情報になりますので、登記情報を最新化するために、登記所が情報を受け取る「入り」の部分でのデータ化を一層進めなければなりませんし、その成果として最新化した不動産登記情報を他の行政目的のために提供する「出し」の部分でも、データ化が必要になるものと考えております。そういう意味では、大きい意味で情報連携、デジタル化につながる御指摘でもございますので、様々な機会に関係省庁等とも検討していきたいと思います。

【中井部会長】 ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。 ほかの委員、御発言がまだの方もいらっしゃいますけれども、いかがでしょうか。 清水委員から手が挙がりました。清水委員、お願いいたします。

【清水委員】 清水でございます。よろしくお願いします。

私も資料1、法務局の実施する長期相続登記等未了土地解消作業について、お伺いした い点が2点ございます。

1点目は、この制度の概要というのが資料1の最初のページに書かれています。公共事業等の実施主体からの求めに応じてということなんですが、この公共事業等の「等」のところですが、具体的にはどういうものがこの「等」に含まれるのかということでございます。今後は制度の見直しによって、民間等が行う事業でも公共性の高いものがこの公共事

業等の中に入ってくるんだろうと思うんですが、現制度においては、この公共事業等の等は何を具体的に意味しているのかということが知りたいというのが、まず1点目でございます。

2点目は、1点目とも関係があるんですけれども、今、市町村とか東京の特別区が国土 調査法に基づく地籍調査をする場合にいろいろ苦労されていることが多くて、その折々、 法務局との連携と申しますか、法務局の協力を得て調査を進めているというところもある と思います。

そのようなときに、優先度の高い地域での地籍調査、災害危険性が高いですとか、今後、 公共事業等が行われる可能性の高い地域。現時点で公共事業が始まっているというわけで はないんですけれども、その優先度が高い、調査の優先度が高い、そんなような地域で、 もしこの所有者不明土地問題で調査が進んでいないというようなことが生じたときに、そ の市町村とか特別区から法務局に協力要請があったときに、この長期相続登記等未了土地 解消作業の制度の枠組みで、そういう連携・協力というのもなされるのかどうか。その辺 り、この公共事業等というところをどのように解釈して制度設計、運用がなされているの かというのをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【中井部会長】 それでは、藤田課長、お願いします。

【法務省民事局民事第二課長】 御質問ありがとうございました。

まず1点目として、「公共事業等」の内容ですが、これは、所有者不明土地特措法40条の規定で、本事業の対象は、「起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者」となっており、厳密に公共事業に限定されているわけではございません。公共の利益となる事業というように、少し広い定義になっているところでして、狭義の意味での国・地方公共団体が行う公共事業に限られないという意味で、「等」としております。その一方で、やはり、対象となる事業としては、公共の利益となるものである必要はあることになります。

2点目として、地籍調査との連携の御指摘がございました。現在、法務局が行っております長期相続登記等未了土地解消作業でも、全国で各自治体の要望を踏まえて実施している対象の中には、地籍調査の関係の必要性ということで御要望いただき、現に法務局が本事業を実施している例が相当あります。その意味で、自治体からの要望の中には地籍調査のためというものも含まれますし、今後の作業の中でも、所有者不明土地特措法の趣旨を踏まえ、適切な範囲で取り込んで作業を実施していきたいと思います。

【清水委員】 清水でございます。ありがとうございます。よく分かりました。国交省

と法務省の各省連携という点で大変重要なことでございますので、そういう点もこういう 資料の中で反映をしていただいて、アピールをお願いしたいと思います。よろしくお願い いたします。

【中井部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、あるいは一度御発言いただいた委員の方でも結構ですけれども、 いかがでしょうか。

飯島委員、どうぞ。

【飯島委員】 飯島でございます。的確なお取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。付け加えることはございませんけれども、地域福利増進事業を地域住民の福利の観点から拡充し、管理不全土地制度における市町村長の関与を強化し、低未利用土地の利活用を地域一体となって進めるという全体において、このような多数のアクター、関係省庁、地方公共団体、民、事業者だけでなく地域住民、特に所有者本人も含めて、時間軸の中で動かしていくという段階に入っていくものと思います。その中で、今回の改訂プロセスをお示しいただいたような形で実効性のあるものとしていくことが非常に重要だと受け止めておりました。基本的な方針を打ち出し、実際に動かしていくという段階で、これからも勉強させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

そろそろ意見も出尽くしたというふうに判断させていただいてよろしいでしょうか。 特に御異議ないようですので、それでは意見交換はこの辺りで終了をさせていただければと思います。

取りまとめ案ですけれども、何人かの委員の皆さんから、少しこういったところも含めてはどうかといったような御意見ございましたので、基本的には委員全員の皆さんから御了承いただいていると思いますけれども、おおむね御了承いただいていると思いますが、微修正になるかと思いますけれども、もう少し作業がありそうです。

ということでございますので、取りまとめの案につきましては、ただいまいただいた意見を踏まえて、事務局において検討作業を進めていただき、今後の取扱いについては座長の私に一任いただくということで御了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【中井部会長】 どうもありがとうございます。異議がないということでございますの

で、そのような取扱いとさせていただければと思います。

なお、取りまとめ案は、これからあともう限られた日数しかございませんけれども、必要な修正について検討させていただき、本年中に公表ということでよろしいですか、事務局。カレンダーイヤーの本年中に公表ということにしたいと思っております。

それでは、本日予定されている議事は以上でございますので、これで終了ということで ございますが、終わりに当たりまして、一区切りの終わりということでございますので、 まずは私から、簡単ではございますけれども、委員長としての挨拶をさせていただければ と思います。

委員の皆様ほか、関係各省の皆様におかれましては、本企画部会に御協力、御尽力いた だき、誠にありがとうございました。

本部会は、令和2年10月開催の第37回以降、課題のある土地への対応、特に所有者不明土地法の見直しの方向性について検討を行ってまいりました。コロナ禍の中でオンライン等ということで、最初のうちは少しばたばたしたこともございましたけれども、本日まで長期にわたる審議の中で、所有者不明土地法の見直しの方向性についての取りまとめの案を間もなくまとめることができるという状況まで到達することができました。本取りまとめにつきましては、先ほど申しましたように、今後年内の公表を目指してまいりたいと思います。改めまして、部会長として、委員の皆様ほか、関係各省の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

引き続き、取りまとめの公表に向けた御協力を賜りたく存じますとともに、来年以降におきましても、土地に関する政策を総合的に議論する場としての本部会の審議への御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。一応の取りまとめとはなりましたけれども、本部会が閉じるわけではございませんし、残された課題というのも、今日、取りまとめの中でも幾つか明確にされておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただければと思います。ありがとう ございました。

それでは、これで一応全部終わりなんですけれども、ここで進行を事務局にお返ししたいと思います。

【国土調査企画官】 中井部会長、ありがとうございました。

最後に、事務局を代表いたしまして、土地政策審議官の市川より、一言御挨拶申し上げ

ます。

【土地政策審議官】 土地政策審議官の市川でございます。本日も熱心な御審議、誠にありがとうございました。これまで、昨年の10月以来、大変御熱心に審議を重ねていただきまして、中井部会長はじめ皆様方には心から御礼申し上げたいと思います。

さて、言うまでもございませんけれども、この所有者不明土地にまつわる問題、我が国にとりまして喫緊の課題である一方で、なかなか特効薬というものもございません。我々行政はもちろんですけれども、地域地域で地道に粘り強く取り組んでいかなければならない、そんな難しい課題、問題であると思ってございます。

振り返ってみますと、3年前、所有者不明土地の特別措置法が制定されまして、所有者 不明土地をスムーズに使っていく仕組みなんかが整備されました。着実に実績も出つつご ざいますけれども、さらにこれを使い勝手よくしていかなければならないということで、 御審議をいただいたわけでございます。

さらに、昨年には土地基本法、制定以来30年ぶりに改正されまして、土地の所有者の管理に対する責務なんかも規定いたしました。所有者不明土地も含めた土地全般に関する基本理念が大きな転換点を迎えたというふうに認識してございます。さらに、今年の4月でございますけれども、民事基本法制も抜本的見直しを行っていただきまして、所有者不明土地の発生予防を目的とした改正が行われたところでございます。

今般、この所有者不明土地をターゲットといたします特別措置法の見直しに当たりましては、こうしたこれまでの制度改正の進展も踏まえながら、できるだけ現場のニーズに応えられるように、今の制度を使い勝手いいものにする、あるいはさらに使える手段、選択肢を増やしたいと。そんな考えで我々も取り組んでまいりました。

こうした中で、委員の皆様方にはこれまで地方公共団体のニーズの把握ですとか、関係 省庁へのヒアリングをやっていただきながら、熱心に御審議いただいたところでございま す。現行の所有者不明土地特措法でございます。いわゆる特別措置法という枠組みの中で、 ぎりぎり最大限の御審議を尽くしていただけたのではないかと認識してございます。本当 にありがとうございました。

本日の御議論も踏まえまして、事務局のほうで最終的な調整を行った上で、年内に取りまとめを公表いたしたいと考えてございます。そして来年、来るべき通常国会に向けまして立法化の作業を加速化させまして、新しい姿の所有者不明土地特措法をお示し、御提案できるようしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

本部会におきましては、来年以降も今回の取りまとめを踏まえまして、土地に関する政策についてさらなる御審議をお願いさせていただきたいと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

改めまして、私から、心から中井部会長はじめ委員の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

【国土調査企画官】 委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、第46回国土審議会土地政策分科会企画部会を終了いたします。本 日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —